



発行 新潟県

号外 1

平成27年5月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

808 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第808号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(3,4,5-トリメトキシベンジル)エタンアミン(通称名:30C-NBOMe)及びその塩類
- (2) 2-(4-エチル-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン(通称名:25E-NBOMe)及びその塩類
- (3) 3-[2-(2-メトキシベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2,4(1H,3H)-ジオン(通称名:RH-34)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年5月29日